

令和8年7月分

令和8年9月1日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆P2 職種別求人・求職・賃金バランスシート

7月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆P3 有効求人・有効求職のバランス

☆P4 産業別求人賃金一覧表

☆P5 中途採用時賃金月額

令和8年4月～令和8年6月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆P6 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆P7 千葉県最低賃金改正のお知らせ

☆P8 千葉県の最低賃金

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

千葉南公共職業安定所

〒260-0842

千葉市中央区南町2-16-3

海気館蘇我駅前ビル3階・4階

TEL 043-300-8609

FAX 043-300-8619

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南
2026年07月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
4,160	4,257	0.98	310,805	234,046	253,346	職 業 計	2,548	2,749	0.93	1,514	1,283	1,251
8	23	0.35	330,000	260,000	332,500	A管理的職業従事者	0	7	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	01管理的公務員	0	1	-	0	0	0
0	3	-	0	0	0	02法人・団体役員	0	3	-	0	0	0
5	11	0.45	330,000	260,000	365,000	03法人・団体管理職員	0	2	-	0	0	0
3	9	0.33	0	0	300,000	04その他の管理的職業従事者	0	1	-	0	0	0
815	607	1.34	323,547	255,516	283,387	B専門的・技術的職業従事者	334	279	1.20	1,709	1,530	1,648
1	6	0.17	363,000	263,000	250,000	05研究者	0	7	-	0	0	1,750
0	1	-	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	-	0	0	1,500
9	26	0.35	450,000	275,000	337,500	07製造技術者(開発)	0	5	-	0	0	1,500
9	64	0.14	376,681	259,489	274,615	08製造技術者(開発を除く)	0	12	-	0	0	1,140
157	47	3.34	369,121	254,391	328,125	09建築・土木・測量技術者	5	6	0.83	1,700	1,200	1,400
24	111	0.22	330,000	260,000	310,400	10情報処理・通信技術者	0	21	-	0	0	0
11	6	1.83	320,000	250,000	160,000	11その他の技術者	5	4	1.25	2,000	1,800	2,000
6	9	0.67	414,591	339,172	285,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	6	13	0.46	2,500	2,300	1,650
187	71	2.63	313,197	255,363	273,333	13保健師、助産師、看護師	103	60	1.72	1,903	1,705	1,615
88	28	3.14	297,607	246,047	281,250	14医療技術者	33	10	3.30	1,833	1,656	1,400
29	27	1.07	285,375	217,000	295,000	15その他の保健医療従事者	10	4	2.50	1,592	1,372	0
268	86	3.12	321,540	259,541	230,714	16社会福祉専門職業従事者	153	69	2.22	1,434	1,298	1,234
0	4	-	0	0	310,000	17法務従事者	0	2	-	0	0	1,600
1	5	0.20	0	0	0	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	3	0.33	0	0	1,500
7	16	0.44	310,050	251,650	300,000	19教員	14	15	0.93	1,995	1,747	10,000
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
0	7	-	0	0	300,000	21著述家、記者、編集者	0	3	-	0	0	1,200
1	51	0.02	0	0	248,571	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	19	-	0	0	1,325
0	0	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
17	42	0.40	261,738	259,222	251,000	24その他の専門的職業従事者	4	25	0.16	1,752	1,622	1,440
293	1,243	0.24	265,330	217,979	235,330	C事務従事者	175	727	0.24	1,310	1,245	1,250
176	1,018	0.17	258,017	211,396	236,000	25一般事務従事者	119	612	0.19	1,296	1,262	1,255
25	85	0.29	326,482	248,889	229,524	26会計事務従事者	5	35	0.14	1,600	1,280	1,268
24	34	0.71	273,978	233,682	228,000	27生産関連事務従事者	4	15	0.27	1,152	1,152	0
26	64	0.41	243,200	214,629	243,846	28営業・販売事務従事者	7	17	0.41	1,140	1,140	1,230
0	1	-	0	0	0	29外勤事務従事者	2	0	-	1,600	1,200	0
34	11	3.09	280,000	236,667	0	30運輸・郵便事務従事者	1	6	0.17	0	0	1,140
8	30	0.27	217,765	197,765	210,000	31事務用機器操作の職業	37	42	0.88	1,223	1,157	1,150
221	204	1.08	332,877	227,388	273,478	D販売従事者	78	124	0.63	1,325	1,235	1,164
111	98	1.13	359,842	222,380	228,889	32商品販売従事者	76	106	0.72	1,325	1,235	1,154
0	5	-	0	0	0	33販売類似職業従事者	0	4	-	0	0	1,140
110	101	1.09	303,147	232,910	336,842	34営業職業従事者	2	14	0.14	0	0	1,220
498	378	1.32	260,745	220,902	240,244	Eサービス職業従事者	856	302	2.83	1,575	1,304	1,201
0	1	-	0	0	300,000	35家庭生活支援サービス職業従事者	0	3	-	0	0	0
300	130	2.31	269,031	221,867	246,774	36介護サービス職業従事者	519	91	5.70	1,805	1,373	1,239
69	32	2.16	225,609	199,949	213,333	37保健医療サービス職業従事者	41	14	2.93	1,267	1,211	1,133
11	17	0.65	0	0	275,000	38生活衛生サービス職業従事者	19	6	3.17	1,300	1,200	1,200
24	85	0.28	242,196	215,171	225,500	39飲食調理従事者	116	102	1.14	1,261	1,206	1,159
62	53	1.17	257,061	224,918	253,636	40接客・給仕職業従事者	107	32	3.34	1,331	1,242	1,380
2	26	0.08	207,000	207,000	247,143	41居住施設・ビル等管理人	2	18	0.11	1,240	1,240	1,158
30	34	0.88	307,160	257,178	222,500	42その他のサービス職業従事者	52	36	1.44	1,329	1,226	1,222
109	51	2.14	252,501	212,912	209,286	F保安職業従事者	565	38	14.87	1,553	1,248	1,223
0	1	-	0	0	0	43自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
109	50	2.18	252,501	212,912	209,286	45その他の保安職業従事者	565	38	14.87	1,553	1,248	1,223
16	33	0.48	0	0	206,000	G農林漁業従事者	25	39	0.64	1,175	1,175	1,161
16	30	0.53	0	0	195,000	46農業従事者	21	35	0.60	1,150	1,150	1,167
0	1	-	0	0	0	47林業従事者	4	3	1.33	1,200	1,200	1,140
0	2	-	0	0	250,000	48漁業従事者	0	1	-	0	0	0
700	243	2.88	325,771	228,758	257,115	H生産工程従事者	56	71	0.79	1,526	1,201	1,299
12	9	1.33	250,157	239,907	200,000	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
64	14	4.57	255,543	210,957	340,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	1	1	1.00	0	0	0
1	8	0.13	0	0	250,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	-	0	0	1,200
162	35	4.63	332,600	231,098	233,333	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	16	8	2.00	2,250	1,375	1,500
55	48	1.15	244,293	220,431	218,571	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	17	23	0.74	1,185	1,166	1,180
33	16	2.06	293,000	232,000	212,500	54機械組立従事者	5	6	0.83	1,328	1,228	1,127
274	43	6.37	343,349	228,776	318,333	55機械整備・修理従事者	7	10	0.70	1,140	1,140	1,275
33	8	4.13	338,450	229,300	250,000	56製品検査従事者(金属製品)	2	2	1.00	0	0	0
13	11	1.18	284,490	213,970	190,000	57製品検査従事者(金属製品を除く)	0	6	-	0	0	1,285
6	6	1.00	240,000	230,000	0	58機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
47	45	1.04	383,514	250,314	255,833	59生産関連・生産類似作業従事者	8	14	0.57	1,750	1,143	1,488
345	238	1.45	291,172	222,260	267,143	I輸送・機械運転従事者	132	54	2.44	1,268	1,208	1,140
0	0	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
283	125	2.26	292,618	221,361	281,875	61自動車運転従事者	131	33	3.97	1,268	1,208	1,140
0	0	-	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
45	48	0.94	263,824	224,707	226,429	63その他の輸送従事者	0	7	-	0	0	0
17	65	0.26	346,853	227,670	272,941	64定置・建設機械運転従事者	1	14	0.07	0	0	0
833	83	10.04	378,374	245,581	333,750	J建設・採掘従事者	36	18	2.00	1,684	1,267	1,100
134	12	11.17	390,150	235,240	350,000	65建設躯体工事従事者	3	0	-	0	0	0
241	23	10.48	350,952	236,024	312,857	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	26	9	2.89	1,785	1,178	0
179	23	7.78	389,823	262,331	400,000	67電気工事従事者	2	3	0.67	1,200	1,200	0
279	25	11.16	395,388	246,529	341,667	68土木作業従事者	5	6	0.83	1,866	1,600	1,100
0	0	-	0	0	0	69採掘従事者	0	0	-	0	0	0
322	503	0.64	262,073	224,937	228,000	K運搬・清掃・包装等従事者	291	642	0.45	1,269	1,200	1,168
190	201	0.95	254,393	222,914	243,902	70運搬従事者	20	90	0.22	1,263	1,212	1,225
55	60	0.92	291,332	237,019	181,667	71清掃従事者	111	201	0.55	1,243	1,174	1,130
18	12	1.50	239,000	239,000	200,000	72包装従事者	38	22	1.73	1,383	1,168	1,000
59	230	0.26	248,766	211,278	220,750	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	122	329	0.37	1,284	1,252	1,201

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス (令和8年7月分)

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常 用

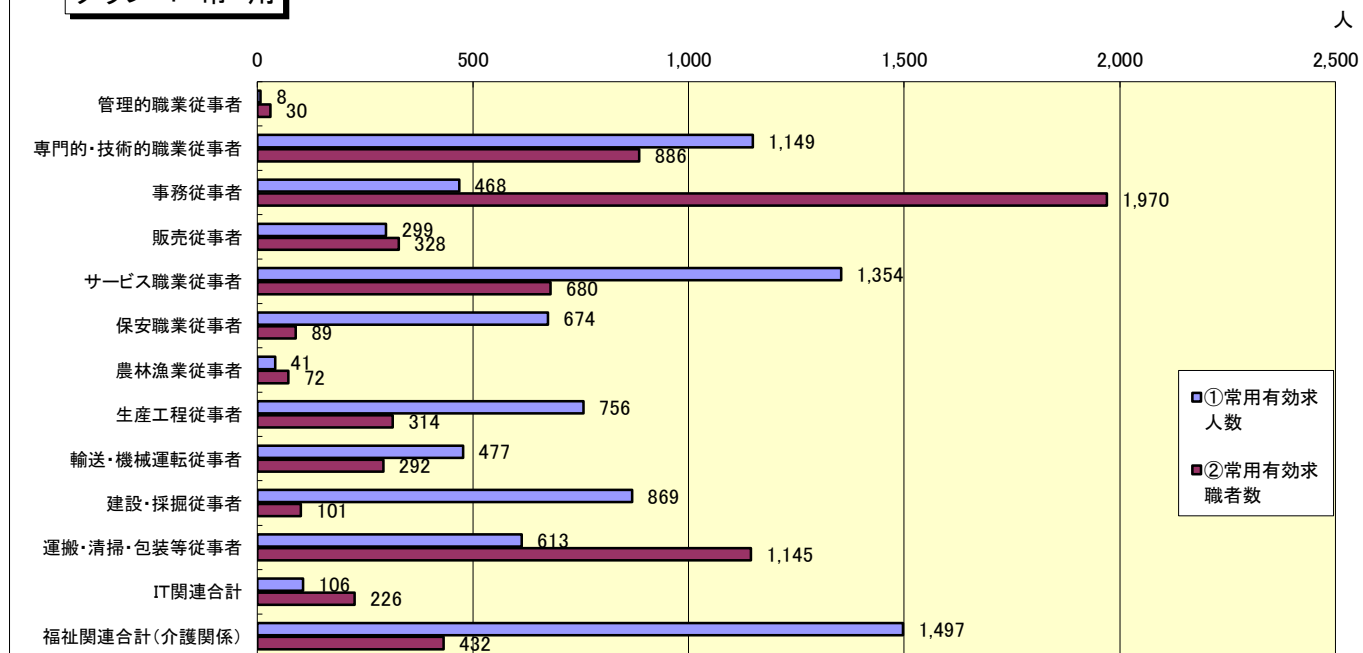
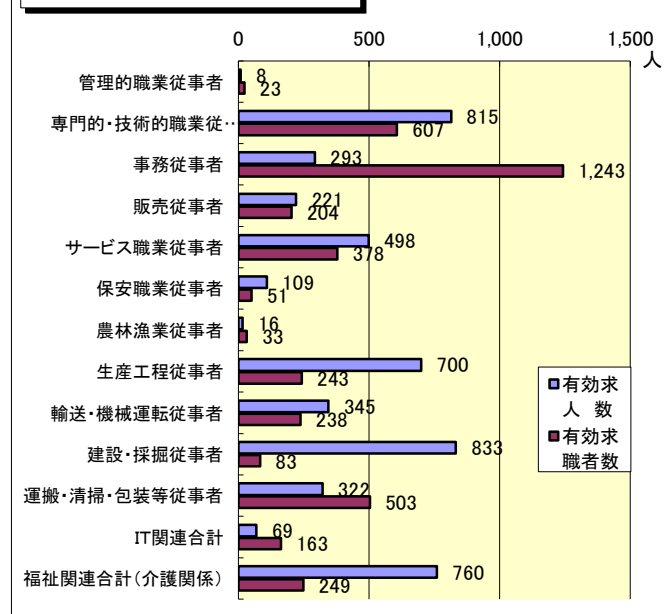


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

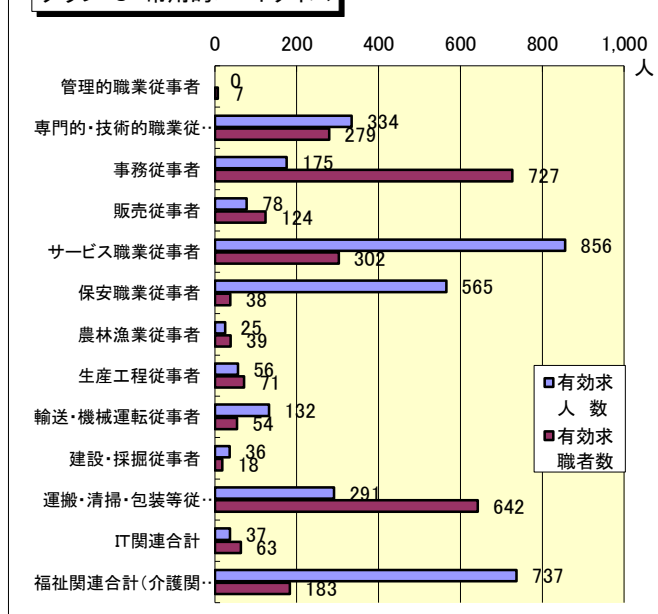
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	6,708	5,907	1.14	4,160	3,606	1.15	2,548	2,301	1.11
管理的職業従事者	8	30	0.27	8	23	0.35	0	7	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,149	886	1.30	815	607	1.34	334	279	1.20
事務従事者	468	1,970	0.24	293	1,243	0.24	175	727	0.24
販売従事者	299	328	0.91	221	204	1.08	78	124	0.63
サービス職業従事者	1,354	680	1.99	498	378	1.32	856	302	2.83
保安職業従事者	674	89	7.57	109	51	2.14	565	38	14.87
農林漁業従事者	41	72	0.57	16	33	0.48	25	39	0.64
生産工程従事者	756	314	2.41	700	243	2.88	56	71	0.79
輸送・機械運転従事者	477	292	1.63	345	238	1.45	132	54	2.44
建設・採掘従事者	869	101	8.60	833	83	10.04	36	18	2.00
運搬・清掃・包装等従事者	613	1,145	0.54	322	503	0.64	291	642	0.45
IT関連合計	106	226	0.47	69	163	0.42	37	63	0.59
福祉関連合計(介護関係)	1,497	432	3.47	760	249	3.05	737	183	4.03

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年7月分

ハローワーク千葉南

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	313,000	1,430
総合工事業	305,000	1,280
E 製造業	258,000	1,330
食料品製造業	192,000	1,170
繊維工業業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	292,000	－
印刷・同関連業	275,000	－
化学工業業	244,000	－
プラスチック製品製造業	250,000	1,170
金属製品製造業	260,000	1,630
生産用機械器具製造業	－	－
電気機械器具製造業	－	－
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	274,000	1,190
輸送用機械器具製造業	246,000	－
（自動車・同附属品製造業）	246,000	－
（精密機械器具等）	－	－
その他の製造業	251,000	－
G 情報通信業	243,000	－
H 運輸業，郵便業	248,000	1,240
I 卸売業，小売業	279,000	1,280
卸売業	243,000	1,210
小売業	295,000	1,290
J 金融業，保険業	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	274,000	1,140
M 宿泊業，飲食サービス業	252,000	1,280
宿泊業	257,000	1,350
飲食店	238,000	1,200
O 教育，学習支援業	307,000	1,450
P 医療，福祉	266,000	1,470
医療業	253,000	1,450
社会保険・社会福祉・介護事業	273,000	1,470
Q 複合サービス事業	220,000	－
R サービス業（他に分類されないもの）	257,000	1,390

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年4月～令和8年6月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	238	199	220	228	248	259	236	248	249	246	306	252	329
	鉱業、採石業、砂利採取業	332	0	0	263	320	342	365	0	465	250	400	205	14
	建設業	283	228	245	269	285	294	312	325	318	314	326	276	4,461
	製造業	276	217	233	257	270	289	295	294	311	352	307	241	3,081
	電気・ガス・熱供給・水道業	310	228	286	318	282	418	391	284	282	250	410	250	64
	情報通信業	309	224	244	284	339	318	353	367	318	382	261	370	295
	運輸業、郵便業	274	219	250	264	281	277	292	292	291	286	266	232	3,259
	卸売業、小売業	261	212	226	246	267	272	273	280	293	303	291	261	3,648
	金融業、保険業	287	0	234	253	259	280	299	299	253	378	359	320	363
	不動産業、物品賃貸業	278	196	245	260	277	297	312	295	325	342	285	250	673
	学術研究、専門・技術サービス業	301	217	242	267	292	332	345	332	332	400	309	265	1,025
	宿泊業、飲食サービス業	253	212	238	251	259	262	262	278	269	252	276	211	1,316
	生活関連サービス業、娯楽業	259	228	251	269	272	266	281	271	258	268	248	197	1,281
	教育、学習支援業	299	194	248	264	273	312	330	299	340	377	366	315	1,303
	医療、福祉	285	211	246	312	325	296	280	277	272	270	263	248	9,910
	複合サービス事業	253	225	218	241	241	270	288	321	219	361	289	146	97
	サービス業(他に分類されないもの)	259	214	233	245	259	278	287	271	298	282	273	209	3,132
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	254	0	254	251	247	307	157	230	289	201	270	240	119
職業別	専門的・技術的職業	309	217	250	318	343	327	316	309	312	322	318	292	8,978
	管理的職業	361	187	236	269	307	342	360	411	405	470	428	326	666
	事務的職業	276	215	243	259	269	289	290	274	298	323	295	262	4,451
	販売の職業	260	215	232	247	260	264	261	278	285	332	286	264	1,920
	サービスの職業	250	211	237	248	253	260	266	262	262	256	251	211	8,978
	保安の職業	232	234	232	230	245	259	264	248	232	236	262	188	414
	農林漁業の職業	235	198	220	224	247	255	255	243	228	281	192	227	285
	運輸・通信の職業	271	213	245	264	269	267	295	293	297	276	257	230	3,140
	生産工程・労務の職業	270	225	238	258	275	286	297	304	292	297	289	255	5,538
規模別	4人以下	266	224	239	257	278	281	276	275	274	284	277	231	3,768
	5～29人	269	219	239	259	269	278	285	286	293	289	283	245	10,708
	30～99人	272	215	239	262	268	281	287	289	292	298	292	238	7,754
	100～299人	274	220	240	263	279	295	300	289	292	302	282	256	5,226
	300～499人	287	225	238	284	315	305	308	309	310	322	277	219	1,688
	500～999人	323	204	258	341	368	340	320	311	323	365	307	326	2,269
	1,000人以上	288	220	244	312	359	324	327	293	275	273	266	255	2,957

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報【令和8年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局
月額(単位:千円)

学歴別 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中 学	高 校	短 大	大 学	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計		209	226	243	271	184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業	－	* 228	* 229	* 220	－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	* 213	－	－	－	212	* 255	* 252
	建設業	* 209	242	* 230	245	* 180	237	236	272
	製造業	－	228	243	263	* 175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	238	* 270	284
	情報通信業	－	－	－	* 216	－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業	－	230	* 234	278	－	226	235	256
	卸売業、小売業	－	219	242	251	－	215	223	248
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業	－	* 215	* 238	* 264	－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	－	* 217	* 227	－	* 206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業	－	* 203	* 210	－	－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業	－	220	249	* 246	－	220	238	246
	教育、学習支援業	－	－	* 249	* 256	－	216	247	265
	医療、福祉	－	215	245	280	* 200	213	244	264
	複合サービス事業	－	* 211	－	* 244	－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	－	* 216	* 238	* 248	* 180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他	－	－	－	－	－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	－	224	249	279	* 193	222	243	265
	管理的職業	－	－	* 220	* 277	－	* 218	* 241	291
	事務的職業	－	221	237	262	* 206	221	226	262
	販売の職業	－	222	248	254	－	217	224	252
	サービスの職業	－	216	240	260	* 185	216	236	250
	保安の職業	－	－	－	－	－	238	* 253	245
	農林漁業の職業	－	－	* 245	* 220	－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	－	222	* 242	* 246	* 180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	* 209	234	* 233	256	* 175	226	239	259
規 模 別	29人以下	* 209	228	236	237	* 183	222	237	251
	30人～99人	－	217	248	255	* 190	220	241	256
	100人～299人	－	227	230	257	－	221	238	256
	300人以上	－	228	249	279	－	224	232	262
対 象 人 員 (人)		1	429	127	329	10	2,418	1,777	5,855

(注1) 毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

(注2) 賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

(注3) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分で算出しています。

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和8年10月1日から
時間額 **1,195円** (従来の1,140円から55円引上げ)



- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。
その際、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

【例】 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・ 日給 8,000 円（1日の所定労働時間 8 時間 00 分）

$$8,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 1,000 \text{ 円}$$

- ・ これに加え職能手当が月額 40,000 円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160 時間）

$$40,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 250 \text{ 円}$$

- ・ $1,000 \text{ 円} + 250 \text{ 円} = 1,250 \text{ 円}$ ← 千葉県最低賃金 1,195 円以上であるので OK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 最低賃金引上げの支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。（注：業務改善助成金の申請期間は9月1日から9月30日まで。）

【業務改善助成金】

申請期間は9/1～9/30



問合せ先：業務改善助成金コールセンター
電話：0120-366-440

【キャリアアップ助成金】



問合せ先：千葉労働局対策課分室
電話：043-441-5678

【「賃上げ」支援助成金パッケージ】



- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、各種助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料です。
（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864）

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

千葉労働局労働基準部賃金室（043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署まで

千葉県の

最低賃金



千葉県最低賃金 

最低賃金制度のマスコット チェックマン

令和 8 年 10 月 1 日から

時間額 **1,195** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

特定最低賃金 

鉄 鋼 業	時間額 1,210 円	令和 7 年 12 月 25 日から	令和 8 年度改正の見込みであり、 今後審議の予定です。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,195 円	令和 8 年 10 月 1 日から	

あなたの賃金は
大丈夫？



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



業務改善助成金



キャリアアップ助成金

賃金の引上げ支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 0120-174-864）



「賃上げ」支援助成金
パッケージ

【お問い合わせ】 最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ

